

港湾運送約款

- 第1条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。
- 2 この約款に定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。
- 第2条 当社は営業に関して通知又は催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ、日刊の日本経済新聞に公告してこれを代える。
- 2 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。
- 第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終わる。
- 2 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。
- 第4条 委託者が船積又は陸揚を委託しようとするときは、下に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。
- 1 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積
 - 2 仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）
 - 3 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到着通知先
 - 4 荷送人の氏名又は商号及び住所
 - 5 作成年月日、委託者の氏名又は商号及び住所
 - 6 運賃諸掛金支払方法その他の条件
 - 7 B/L作製枚数その他B/Lに関する指示
 - 8 その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図
- 2 正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。
- 当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。
- 第5条 受託貨物は貨物を受取る権限を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。
- 第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。

第7条 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は加害性があつて社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ、予め当社にこれを明告した場合の外、当社は、正当な事情があるときはできる限り委託者に通知をした後当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告をしないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。この場合貨物に対する当社の一切の責任は、上記の処分によって終了する。

2 前項の明告がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産又は人畜に及ぼした一切の費用、罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

3 当社が第1項の明告を受けて受託した貨物であっても他の貨物、船舶、財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又はそのおそれがあると認める場合は当社は第1項の規定に準じてこれを処分することができる。

第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ、予めこれを当社に明告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず委託者が負担しなければならない。

第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を明告した場合の外、当社はいかなる損害であっても賠償の責に任じない。

第10条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるよう荷造をし、且つ、荷札をつけ又はこれに代る標示をしなければならない。

2 当社は、荷造が充分でないとした貨物であっても取扱上支障がないと認め、且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引き受けることがある。

第11条 当社は必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は委託者の負担とする。

第12条 貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行ふ。但し、委託者の求め又は当社の必要に応じこれを変更することがある。

第13条 何れの側からも書面をもって確認されない口頭、電話、電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社は、これを担保しない。

第14条 当社は、下記の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

1 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。

- 2 委託者から特別の負担を求められたとき。
- 3 当該港湾運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

第15条 当社は下記の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫業者に寄託することができる。

- 1 荷受人を確知し得ないとき。
- 2 貨物引渡に関し争があるとき。
- 3 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
- 4 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

第16条 当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第17条 当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第18条 当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合損害を生ずることがあっても当社は、その責に任じない。

第19条 当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因って直接に生じた場合に限る。

- 2 当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。
- 3 前項の証明が事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

第20条 当社は、下記の事由によって生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。

- 1 委託者の故意又は過失
- 2 天災その他の不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊、その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律、命令、規則等の執行
- 3 戦争、事変、変乱、同盟罷業、同盟怠業、事業場閉鎖、その他これに準ずる事由
- 4 貨物の性質又は瑕疵
- 5 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は荷札の不備
- 6 本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵
- 7 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
- 8 自然の消耗又は貨物の性質による発火、爆発、その他物との接触から生ずる事故

9 荷役中の降雨、荒天又は高波浪

10 保険に付せられた危険

第21条 当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは当社は、送状に記載された価額又は委託者が申告した価額を限度として損害実額を賠償する。

2 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。

第22条 当社の責に帰すべき事由によって生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。

第23条 当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第24条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して運輸大臣に届け出た運賃及び料金を收受し、收受した運賃及び料金の割戻はしない。

第25条 当社は港湾運送の完了の際にその運賃及び料金を申し受けるものとする。

ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第26条 第7条第1項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用、運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し、又は供託し、不足額があるときは、委託者からその不足額を申し受ける。

2 第7条第1項及び第3項の規定により廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第27条 委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つ、これに同意したものとする。

第28条 この港湾運送約款は、平成12年10月16日から実施する。

輸 出 貨 物 船 積 料 金 表

I. 適 用 範 囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物（個品運送貨物に限る。）の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

（1トンにつき 単位円）

品 目		金 額	
		上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合
ユニ タ貨 イ ズ物	パレタイズ貨物	4,701	3,443
	ノックダウン自動車・ 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	4,306	3,048
包	袋物(紙・ビニール入りのもの)	6,023	4,765
	べール物	5,735	4,477
装 品	カートン 雑貨類	6,060	4,802
	ケース 機械類(1個当り5トン未満のもの)		
	クレート 機械類(1個当り5トン以上のもの)	5,596	4,338
有貨 姿物	タイヤ	4,971	3,713
	鋼材 一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	5,462	4,204

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(2) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
織 維 製 品	3, 1 6 1
化学合成繊維（原料）	2, 9 8 7
缶 詰	3, 1 6 1

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(3) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 5 2 0
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	5, 4 8 0
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	4, 6 3 2

(注) (1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(4) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

② 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

③ 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

④ 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋（コンテナフレートステーションを含む）戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(5) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は、1トン分とします。

3. 分担金等

区 分	金 額			
	上屋入れよりはしけ 取り・本船積の場合	直背後上屋入れより 接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ 受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニング の上CY渡しの場合
(1) 港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	4円80銭	4円80銭
(2) 港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭	—	1円50銭
(3) 労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円20銭	4円20銭

4. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

6. その他

- (1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 次の費用については実費を申し受けます。
 - ① 航路別（方面別）優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
 - ② 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
 - ③ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用
 - ④ 委託者の要求により、貨物の荷造、改造、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表（沿岸荷役料金）

（総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く）

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ←→ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		6 7 0	5 3 6	
		空		5 6 9	4 5 5	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1, 0 1 4	8 1 1		
	ノックダウン自動車 完 成 車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		7 8 8	6 3 0		
	完 成 車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1, 1 9 2	9 5 4		
	包 装 品	袋 物		1, 4 3 7	1, 1 5 0	
ベ ー ル 物		1, 4 2 0	1, 1 3 6			
カートン ケ ー ス クレート		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1, 4 5 7	1, 1 6 6	
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		1, 1 9 2	9 5 4	
		青 果 類		1, 2 6 2	1, 0 1 0	
		冷凍品・冷蔵品		— — —	1, 5 5 6	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			9 4 2	7 5 4	
	巻 取 紙 (内地産)			1, 0 5 9	8 4 7	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	9 2 9	7 4 3
				南 洋 材	9 1 1	7 2 9
			製 材	9 4 9	7 5 9	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 4 8 4	1, 1 8 7	
鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 2 2 3	9 7 8		
	鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1, 0 4 0	8 3 2		
	コ イ ル		1, 0 2 8	8 2 2		
撒 貨 物	小 麦			1, 0 2 1	8 1 7	
	肥 料 原 料 鉍 礦 石 (粉)			1, 2 1 8	9 7 4	
	鉍 礦 石 (塊)			1, 2 1 8	9 7 4	
	特 殊 鉍 礦 石 砂 糖			9 5 0	7 6 0	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1日の作業員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
	昼間 (8時30分から 16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1日の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。
ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 4 7 3
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2, 2 1 7
ユニタイズ貨物、ロックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 9 8 6

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）		13	9
繊維原料類		57	43
青果		57	43
窯製品		68	57
その他の貨物		100	81

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

はしけ 運 送 料 金 表

I. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ↔ 沿岸間又は、沿岸 ↔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1, 258	1, 591	① 1, 924
			② 2, 258
撒 貨 物	1, 135	1, 469	① 1, 802
			② 2, 135

① 特定地区は、東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区及び横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

② 指定区間は、①東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、②横浜港と千葉港との間とします。

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側 ↔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸 ↔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。
なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品目	金額
一般包装品	133
ユニタイズ貨物 有姿貨物 撒貨物	66

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾運送事業運賃・料金変更届書

平成26年2月24日

関東運輸局長 殿

住 所： 東京都中央区新川1丁目29番8号
氏名又は名称： 京浜内外フォワーディング株式会社
代表取締役社長 姉崎



下記により港湾運送事業の運賃及び料金を変更したいので、港湾運送事業法第9条第1項及び同法施行規則第8条の規定により届出いたします。

記

1. 港湾運送事業の種類： 一般港湾運送事業
2. 港湾名： 京浜港
3. 変更しようとする運賃及び料金の適用方：

港湾運送事業法第9条第1項及び同法施行規則第8条の規定により届出した全ての運賃及び料金の「消費税及び地方消費税の加算」に係る事項を以下のとおり変更する。

消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

4. 変更を必要とする理由： 消費税率及び地方消費税が引き上げられるため
5. 運賃及び料金の予定実施期日： 平成26年4月1日

